宇都宮短期大学附属高等学校普通科後援会会則

昭和54年11月６日第１回総会で決定
昭和56年６月27日第３回総会で修正
平成元年６月17日第11回総会で修正

第１条　この会は、宇都宮短期大学附属高等学校普通科後援会と称する。
第２条　この会の事務局は、学校職員により構成され、宇都宮短期大学附属高等学校内におく。
第３条　この会は、宇都宮短期大学附属高等学校普通科の教育振興に協力することを目的とする。
第４条　この会は、宇都宮短期大学附属高等学校の普通科に在学する生徒の保護者、卒業生、及びこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。
第５条　この会の運営のため次の役員をおき、任期を一か年とし再任を妨げない。
⑴会長　１名　⑵副会長　２名　⑶委員　若干名　⑷会計　２名　⑸監事　２名
第６条　会長は、この会の運営の責任者となり、会議を招集する。
第７条　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
第８条　委員は、会長を助けて運営に当たる。
第９条　会計は、この会の経理に当たる。
第10条　監事は、この会の会計の監査に当たる。
第11条　この会の運営のため、次の機関をおく。
⑴総会　⑵役員会
第12条　総会は、定時総会・臨時総会とし、それぞれ定足数はもたない。議事は出席者の二分の一をもって決定する。
第13条　総会は、次の事項を行う。
⑴事業計画案・予算案の審議決定　⑵事業報告・決算報告の承認　⑶会則の変更
⑷役員選出　⑸その他重要な事項
第14条　役員会は、各役員をもって構成する。
第15条　役員会は、総会の決定事項を執行し、総会議案の作成に当たる。
第16条　監事は、総会に監査の結果を報告しなければならない。
第17条　この会には、次の帳簿を備え、必要な記録を残さなければならない。
⑴会議記録簿（総会・役員会・監事会）　⑵会計簿
第18条　この会の運営は、会費（月額1,000円）・寄付金などをもって充てる。
第19条　この会の年度は、４月１日にはじまり、翌年３月31日におわる。
第20条　この会は、昭和54年11月６日をもって発足する。

以　上